

# こんな声かけで アグリビジネスに関する ニーズを喚起しよう

①~⑦ 新渡戸 信  
⑧~⑬ 南川 善光



ここでは、農業法人・農業従事者やアグリビジネス事業に興味を持つ企業への取引推進につながる13の声かけを取り上げ、ニーズ喚起のポイントを解説する。

農業法人・農業従事者への声かけ

新しい販路の  
開拓にご興味は  
ありませんか



声かけ1

## 金

融機関の営業と同様に、通常、取引先は新規開拓の努力をしないと減っていくものである。

例えば、流通大手は仕入先の競合が激しく、価格や納品方法などの条件面が厳しくなりがちで収益性は一般に低い。また、小規模青果店などは高齢化による廃業等も多い。

農協等が取引の中心である農業者を含め、多くの場合、販路開拓のニーズがある。したがって、積極的に声かけを行い、ニーズを引き出していくことが重要だ。販路開拓の対応策として多く見

られるのが、ビジネスマッチングの提案である。  
農業分野では、食の外部化が進み、流通構造の変化、多様化が進んでいることから、市場流通以外の農産物流通の仕組みを構築するための相手先探しや、新たな商品・サービスの提供を企図した農工商連携の動きが見られるようになった。これにはビジネスマッチングの機能が大きいと役立つと期待される。

## 直売により収益性を確保

ビジネスマッチングなどで販売先を広げることが販売チャネルのヨコへの展開とするなら、タテへの展開は「直売」という販売形態の開拓である。

商品の収益性の確保に不安のある先については、自ら販売価格を設定して販売できる「直売」が対応策の一つとなる。「直売」は店舗設置から自ら行うものから、販売委託する方法、ネット販売などがある。どの方法にもメリット・デメリットがあるため、十分な検討が必要である。

金融面でお手伝い  
いたしますので  
何でもご相談  
ください



声かけ2

## 農

業者にとって農業経営向け融資はJA系統や政府系金融機関が窓口であって、民間金融機関は農業以外の中小企業を相手にするものだという意識が一般的である。

農林水産省の調査によると、中小企業向け融資残高(253兆円、平成21年12月末)の91%を民間金融機関が占めているのに対し、農業経営向け融資残高(27兆円、平成22年3月末)の65%をJA系統、33%を日本政策金融公庫が占めており、民間金融機関はわずか0.1%を占めるにすぎない(農業経営資金に生活資金を

加えた農業向け貸出とすると、JA系統85.2%、日本政策金融公庫7.5%、民間金融機関3.2%のシェアとなる。

## マッチングで差別化を図る

近年、民間金融機関においても農業を成長分野として位置づけ、規模の拡大、新事業展開等への資金支援をはじめ組織的な取り組みが行われている。そのうち農業経営向け融資としては、ABLをはじめ、農業信用基金協会の保証付き貸出を創設して品揃えを強化する地銀が増えている。

多くの地銀は、1次産業である農業(川上)から食品製造業、流通業(川中)、外食産業(川下)に至る農業関連業種を幅広くターゲット顧客層としている。

営業店の担当者としては、単に農業資金を提供するのではなく、農業事業者と取引先の製造業、流通業、外食産業等の事業者をマッチングさせることで、農業事業者の販路や製造業者等の原料確保につながるような提案を行い、JA系統等との差別化を図るべきだ。

人手不足に  
お困りでは  
ありませんか



声かけ3

## 人

人手不足の問題は、最近の景気回復によるものといわれているが、生産年齢人口の減少等も背景にある。人手不足は、建設業、サービス業で深刻化しており、全業種へ広がりがつつある。農業においては高齢化による担い手不足がより深刻となっている。

農業では、作物によって季節や時期に応じて種まきから収穫までに異なる作業管理過程があるため、農繁期と農閑期が生じることに理解が必要だ。単に採用を提案するだけでなく、「農繁期と農閑期に何をさせるか」の検討をすることが重要となる。

金融機関としては、要員計画や労務管理などの面から支援に取り組んでいきたい。

## 助成制度の活用を提案する

採用については、以下のような雇用関係助成制度の活用を提案することも有効だ。

- ・農林水産省「農の雇用事業」
- ・新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用し、農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修を実施することを支援する制度。原則45歳未満で農業経験が5年以内の者を雇用するとき適用される。助成金額は年間最大120万円、期間は最長2年間(農業法人を設立して独立するための研修については最長4年間)
- ・厚生労働省「トライアル雇用奨励金」

ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月以上試行雇用した場合、月額4万円が助成される制度